

精神保健福祉の手引



令和7年10月現在

富田林市福祉部障がい福祉課

もくじ

1. 精神障がい者保健福祉手帳	1
2. 医療費の助成	3
3. 介護給付・訓練等給付	4
4. 障がい児通所給付	5
5. 地域活動支援センター事業	6
6. 移動支援・日中一時支援事業	6
7. 相談機関	7
8. その他の制度	8
9. 官公庁等主な施設	13

※行政手続きにおける押印見直しが進められており、手続きによっては自署などにより印鑑が不要となる場合があります。

1. 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がい者保健福祉手帳は

手帳の交付を受けられた人に対し、各方面の協力により各種のサービスが提供されることを促進し、精神障がい者の社会復帰・社会参加の促進を図ることを目的としています。

対 象：精神障がいのために長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある人が対象となります。

障がいの範囲：統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質精神病、及びその他の精神疾患の全てが対象です。知的障がいは含まれません。

障がい等級：1級、2級、3級の三等級とする。手帳の1級及び2級は、障がい基礎年金の1級及び2級と同程度。手帳の3級は、障がい厚生年金の3級よりも広い範囲のものとする。

1級・・・精神障がいであって日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの

2級・・・精神障がいであって日常生活が著しい制限を受けるか、又は制限を加えることを必要とする程度のもの

3級・・・精神障がいであって日常生活もしくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活もしくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの

有効期限：手帳の有効期限は2年です。更新される場合には更新の手続きが必要です。更新の手続きは、有効期限の3ヶ月前から行うことができます。

申請書類一覧

申請項目		申請書	障がい年金証書等の写	障がい年金振込通知書等の写	同意書	手帳用診断書	手帳の写	写真 (4 cm ×3 cm)	変更届	個人番号カード
新規	障がい年金(※1)と同じ等級で申請する場合	○	○	○	○			○		○
	診断書で申請する場合	○				○		○		○
更新	障がい年金(※1)と同じ等級で申請する場合	○	○	○	○		○	○		○
	診断書で申請する場合	○				○	○	○		○
等級変更	障がい年金(※1)と同じ等級で申請する場合	○	○	○	○		○	○		○
	診断書で申請する場合	○				○	○	○		○
他市町村からの転入		○					○	○※2		○
再交付(破損・汚損・紛失等)		○					○	○		○
記載事項変更(氏名・住所)							手帳		○	○

※1 障がい年金の受給が精神の障がいを理由とするものに限りします。

※2 河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村からの転入で「転入時記入欄」を使用する場合は写真不要です。

問い合わせ先：市役所障がい福祉課（0721-25-1000 内線 192・193）

精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けられた人は・・・

- 税制上の優遇措置を受けることができる場合があります。

※要件や申請時期など詳細につきましては、下記へお問い合わせください。

税の種類	問い合わせ	電話番号
所得税の障がい者控除	富田林税務署	0721-24-3281
相続税の障がい者控除		
贈与税の非課税		
住民税の障がい者控除	市役所課税課	0721-25-1000
軽自動車税（種別割）の減免		
軽自動車税環境性能割の減免（１級のみ）	軽自動車検査協会大阪 主管事務所和泉支所	050-3816-1842
自動車税（種別割）の減免（１級のみ、 かつ、自立支援医療受給者証の交付 者。２級及び３級の方は対象となり ません。）	南河内府税事務所	0721-25-1131
自動車税環境性能割の減免（１級のみ）	和泉自動車税事務所	0725-41-1327
利子等の非課税	各金融機関、郵便局までお問合せください。	

- 有料公共施設の料金が減免または免除される場合があります。

- 鉄道運賃が割引される場合があります。

※詳細につきましては、P10をご覧ください。

- 航空運賃の割引があります。

※顔写真付き手帳が必要です。

※詳細につきましては、各航空会社へお問い合わせください。

- 携帯電話基本使用料等の割引があります。

※詳細につきましては、各携帯電話会社の販売店へお問い合わせください。

- 駐車禁止除外指定車標章の交付を受けることができる場合があります。（１級のみ）

※富田林警察署交通課（0721-25-1234）にお問い合わせください。

- 大阪府障がい者等用駐車区画利用証の交付を受けることができる場合があります。（１級のみ）

※詳細につきましては、大阪府障がい福祉企画課（06-6944-2362）にお問い合わせください。

- 府営住宅の総合募集で福祉世帯向けの区分に応募できる場合があります。

- NHKの受信料（半額・全額）免除を受けることができる場合があります。

全額免除・・・手帳をお持ちの人がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合
半額免除・・・手帳をお持ちで、障がい等級１級の人が世帯主で受信契約者の場合

※NHKふれあいセンター(0570-077077)にお問い合わせください。

※半額免除のみ、マイナポータル連携によるウェブ申請も可能です。

- 映画館、演芸場の料金の割引を受けることができる場合があります。

※各映画館、演芸場にお問い合わせください。

2. 医療費の助成

●重度障がい者医療（精神障がい者保健福祉手帳 1 級のみ）

保険給付分医療費の自己負担の一部を公費で負担します。ただし、所得制限があります。

必要なもの：手帳・健康保険証

問い合わせ先：市役所保険年金課福祉医療係（0721-25-1000 内線 163・164）

●自立支援医療費（精神通院）

対象：統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障がい、てんかん、精神病質その他の精神疾患を有し、継続して通院治療を必要とする人が対象となります。

具体的には、通院される医療機関等にご相談ください。

※精神疾患以外の治療は対象となりません。

内容：制度の適用を受けると、自己負担が医療費の1割になります。（通常は3割負担）

※受診者の「世帯」の所得や疾病等に応じて、月額自己負担上限額が定められ、本人負担が重くなりすぎないようにしています。

※特別な理由がなければ、通院先は1箇所に限られます。

薬局については、2箇所まで選定が可能です。

申請書類一覧

申請項目	申請書	同意書	健康保険 証の写	自立支援 医療用 診断書	手帳用診 断書の写	受給者証	記載事項 変更届	再交付申 請書	個人番号 カード
新規	○	○	○	○					○
継続 再認定	○	○	○	○ ※1		○			○
保険変更	○	○	○			○			○
医療機関 変更・追加	○					○			○
住所・氏名変更			△			○	○		○
再交付								○	○
他府県、政令指定 都市から転入	○	○	○			○			○
手帳と同時申請	○	○	○		○	○			○

※1 原則として「2年に1度」の提出になります。

※2 成年後見人による申請については、登記事項証明書のコピーが必要です。

問い合わせ先：市役所障がい福祉課（0721-25-1000 内線 192・193）

3. 介護給付・訓練等給付

障がいのある人が、その有する能力と適正に応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、居宅や施設におけるサービスの支給を受けることができます。

費用：サービスに係る利用者負担は、所得に応じて月額上限額が決められています（地域相談支援・計画相談支援を除く）。
またサービスの種類によっては、食費や光熱費などの実費分が必要となります。

申請手続き：障がい者手帳、所得や収入が確認できるもの、個人番号カードが必要です。

※介護保険対象者は、介護保険制度でのサービスが優先されます。

相談・申請 → 調査 → サービス等利用計画案の提出 → 審査・認定 → 決定・受給者証交付
→ 契約・利用

介護給付 ※障がい支援区分認定を必要とします。	居宅介護	入浴、排せつ、食事の介護など、居宅での生活全般にわたる援助サービス
	重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障がいもしくは精神障がいがあり常時介護を必要とする人に対して、居宅における介護から外出時の移動支援までを行う総合的なサービス。
	同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人が移動時及びそれに伴う外出先において必要な支援・援助を受けられるサービス
	行動援護	行動の際に生じうる危険回避の為の援護や、外出時の移動の支援。行動上の著しい困難のある人が対象となります。
	重度障がい者等包括支援	居宅介護をはじめとする福祉サービスの包括的支援。常に介護を必要とする人を対象とします。
	短期入所	短期の入所による介護サービス。介護者が病気の場合などにご利用できます。
	療養介護	医療を受けながら、介護の提供を受けることができるサービス。主に日中、病院などで行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上の援助など。
	生活介護	主に日中、障がい者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作活動及び生産活動などのサービス
	施設入所支援	施設入所者に対して提供される介護サービス。主に夜間に提供されるものをいいます。
訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活を営むために必要な訓練。有期のプログラムによる身体機能や生活能力向上のための訓練が受けられます。
	就労移行支援	就労に必要な知識・能力の向上をはかるための訓練。有期のプログラムにより、職場実習などの訓練が受けられます。
	就労継続支援	通常の事業所に雇用されることが困難な人を対象とする継続的な就労支援
	就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に雇用された障がい者に対して、就労の継続をするための相談支援等を行います。
	就労選択支援	就労アセスメントの手法を活用して、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、支援を行います。
	自立生活援助	居宅で自立した日常生活を営むために、訪問等による相談や関係機関との連絡調整等の必要な支援を行います。

	共同生活援助	共同生活を営む住居における相談その他日常生活の援助、主に夜間に提供されるものをいいます。
地域相談支援	地域移行支援	障がい者支援施設に入所または精神科病院に入院している障がい者に対して、住居の確保その他地域生活移行のための活動に関する相談等を行います。
	地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、単身生活に移行した障がい者に対して、常時の連絡体制を確保し、障がい特性上生じた様々な事態に相談支援を行います。

計画相談支援	※障がい支援区分の認定を必要としません
障がいのある人の自立した生活を支え、適切なサービス利用につなげるため、支給決定前または支給決定の変更前に、ご本人やご家族の希望や状況等を確認しながら、サービス等利用計画案を作成します。支給決定後または支給決定の変更後に、サービス事業者等との連絡調整及びサービス担当国会議を行い、サービス等利用計画を作成します。 また、ご本人が継続して障がい福祉サービス等を適切に利用できるように、ご本人、ご家族、サービス事業者等との連絡を継続的にを行い、サービス等の利用状況を一定期間ごとに検証し、計画の見直し（モニタリング）を行います。	

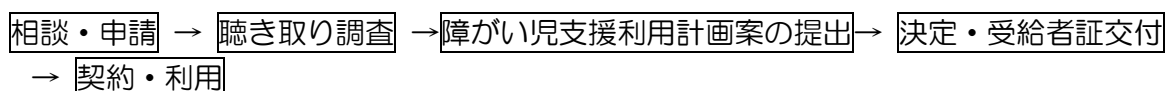
問い合わせ先：市役所障がい福祉課（0721-25-1000 内線 194・195）

4. 障がい児通所給付

障がいのある児童が、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように、施設等におけるサービスの支給を受けることができます。

費用：サービスに係る利用者負担は、所得に応じて月額上限額が決められています。
またサービスの種類によっては、食費や光熱費などの実費分が必要となります。

申請手続き：障がい者手帳、所得や収入が確認できるもの、個人番号カードが必要です。



障がい児通所給付	児童発達支援	未就学の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の心身障がい児等であって、児童発達支援等を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

	保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。
障がい児相談支援		
障がいのある児童が障がい児通所支援の給付決定前または給付決定の変更前に、計画相談支援（前項）と同様に支援を行い、連絡調整等を行います。また、給付決定後についても、計画相談支援（前項）と同様に支援を行います。		

5. 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターでは、地域の実情に応じた創作的活動または生産的活動の機会等の提供を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

費 用：無料

問い合わせ先：地域活動支援センターときわぎ Tel 0721-25-1050

6. 移動支援・日中一時支援事業

●移動支援事業

在宅の精神障がい者（児）の外出時にガイドヘルパーを派遣し、円滑な移動の支援を受けることができます。

費 用：所得区分により 0 円、または月額 4,000 円の範囲内でサービス費用の 1 割を負担。

●日中一時支援事業

介護する人の病気などによって、日中の一時的な支援が必要な人に、サービス提供を行います。

費 用：所得区分により 0 円、または月額 900 円の範囲内でサービス費用の 1 割を負担。

申請手続き：障がい者手帳、所得や収入が確認できるもの、個人番号カードが必要です。

相談・申請 → 聴き取り調査 → 決定・受給者証交付 → 契約・利用

問い合わせ先：市役所障がい福祉課（0721-25-1000 内線 194・195）

7. 相談機関

機関名	相談内容	所在地
大阪府富田林保健所	医療に関する相談を行っています。	富田林市寿町 3-1-35 TEL0721-23-2681
大阪府こころの健康総合センター	こころの健康づくりをはじめ、精神的な病気の治療に関することや、精神障がい者の社会復帰や社会参加に関する総合的な精神保健福祉相談に応じています。	大阪市住吉区万代東 3-1-46 TEL06-6607-8814 (電話相談専用)
こころの救急相談	夜間休日を中心に24時間府民の様々な医療相談に対応するための電話相談窓口です。	大阪市住吉区万代東 3-1-46 TEL06-6945-5000
聖徳園みどりの風	障がい福祉支援について、地域における総合的かつ専門的な相談支援の中核的な役割を担います。また、就労や雇用の支援を併せて実施しています。○主に第1圏域(喜志中学校、第一中学校区)	富田林市川向町6-31 TEL0721-26-8627
つじやま相談室	障がい福祉支援について、地域における総合的かつ専門的な相談支援の中核的な役割を担います。また、就労や雇用の支援を併せて実施しています。○主に第2圏域(第2中学校、第3中学校区)	富田林市大字廿山 20-7 TEL0721-28-5311
四天王寺悲田富田林苑	障がい福祉支援について、地域における総合的かつ専門的な相談支援の中核的な役割を担います。また、就労や雇用の支援を併せて実施しています。○主に第3圏域(金剛中学校、葛城中学校、藤陽中学校、明治池中学校区)	富田林市向陽台 1-3-20 TEL 0721-29-0500
地域活動支援センターときわぎ	障がいのある人やご家族等からの相談に応じたり、障がい福祉サービスの情報提供等を行います。	富田林市昭和町 2-2-6 TEL0721-25-1516
ピーチネット	障がいのある人やご家族等からの相談に応じたり、障がい福祉サービスの情報提供等を行います。	富田林市大字喜志 2067 TEL0721-24-8626
アプローチ寺池	障がいのある人やご家族等からの相談に応じたり、障がい福祉サービスの情報提供等を行います。	富田林市寺池台 2-12-8 TEL0721-29-8655
あいあいねっと	障がい者の財産侵害などの問題について、弁護士や社会福祉士などが相談に応じています。	大阪市中央区谷町 7-4-15 TEL06-6191-9500
ハローワーク河内長野	就職を希望する人に対して仕事に関する相談を行っています。	河内長野市昭栄町 7-27 TEL0721-53-3081
南河内南就業・生活支援センター(地域生活支援センター きらら)	職業生活における自立を図るため、基礎訓練から就職・職場定着に至るまでの相談、援助を一貫して行います。	河内長野市昭栄町 2-1-101 TEL0721-53-6093

8. その他の制度

●日常生活用具（頭部保護帽等）の給付があります。

対 象 者：（頭部保護帽の場合）障がい等級1級の精神障がい者保健福祉手帳所持者で、てんかん発作等により頻繁に転倒する人。なお、所得制限がございますので、詳しくはご相談ください。

問い合わせ先：市役所障がい福祉課（0721-25-1000 内線194・195）

●重度障がい者タクシー料金補助

在宅の重度障がい者（児）に対し、タクシー料金の一部を補助します。

対 象 者：本市に居住する在宅の重度身体障がい者（身体障がい者手帳1・2級）、重度知的障がい者（療育手帳のA判定）、及び重度精神障がい者（精神障がい者保健福祉手帳1級）
ただし、施設入所者の人は対象になりません。

補 助 額：普通タクシー利用の場合は基本料金相当額
リフト付きタクシー利用の場合は大型タクシー基本料金相当額
利用券の枚数は月3枚（年間36枚）
ただし、本市が契約しているタクシー会社に限ります。

申請手続き：該当される障がい者手帳をご持参ください。

利 用 方 法：利用券に必要事項をご記入のうえ手帳を提示し乗務員に利用券をお渡しください。

問い合わせ先：市役所障がい福祉課 Tel 0721-25-1000（内線192・193）

●在宅障がい者通所交通費補助

障がい者支援施設等に通所している在宅の障がい者に対し、通所に要する交通費の一部を補助します。

対 象 者：本市で支給決定を受け、公共交通機関により障がい者支援施設等に通所している人

（注意）ただし、生活保護法により交通費と同等の扶助を受けることができる人、障がい者旅客運賃割引制度により2分の1の割引が適用されている人は、この対象になりません。

申請手続き：定期券の写し・手帳をご持参のうえ、市役所障がい福祉課まで申請してください。

補 助 額：実交通費の2分の1までの額

支 給 時 期：4月・7月・10月・1月に請求書の提出を受け、1ヶ月後に振り込み

問い合わせ先 市役所障がい福祉課 TEL 0721-25-1000（内線 194・195）

●障がい基礎年金

下記の①～③の条件すべてに該当する方が受給できます。

初診日が次のいずれかの期間にあること

- ・国民年金の加入期間
- ・20歳前で年金制度に加入していない期間
- ・国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間

保険料納付要件（20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合、納付要件は不要）を満たしていること

障がい認定日に障がい等級1級または2級に該当していること

（注意）上記の障がい等級は障がい者手帳の等級等とは一致しません。

（用語の説明）

初診日：障がいの原因となった病気やけがについて、初めて医師等の診療を受けた日

障がい認定日：障がいの状態を定める日のことで、初診日から1年6ヶ月を過ぎた日または、1年6ヶ月以内にその病気やけがが治った場合はその日

◇問い合わせ先

市役所保険年金課国民年金係（TEL 0721-25-1000 内線 153・154）

天王寺年金事務所 TEL 06-6772-7531

●障がい厚生年金

下記の①～③の条件すべてに該当する方が受給できます。

初診日が厚生年金の被保険者期間にあること

保険料納付要件を満たしていること

障がい認定日に障がい等級1級から3級に該当していること

（注意）上記の障がい等級は障がい者手帳の等級等とは一致しません。

◇問い合わせ先 天王寺年金事務所 TEL 06-6772-7531

●障がい手当金

初診日において、被保険者要件と納付要件を満たしているが、初診日から5年以内に治っており、障がい厚生年金（1級から3級）に該当しないが一定障がいの状態である場合に、一時金として障がい手当金を受け取ることができます。

◇問い合わせ先 天王寺年金事務所 TEL 06-6772-7531

●後期高齢者医療制度への移行

65歳から74歳の方で、精神障がい者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方は、現在加入している健康保険から後期高齢者医療制度に移行することができ、保険料が軽減される場合があります。※ 詳しくは、市役所保険年金課福祉医療係（0721-25-1000 内線 158・159）まで

●高額療養費制度

病気やけがなどで医療機関にかかり医療費が高額になった場合、一定の額を超えた分について払い戻しが受けられる制度です。

高額療養費制度に関する問い合わせは、加入している医療保険の保険者ごとに異なります。

※ 詳しくは、ご自身が加入している保険者の担当窓口にお問い合わせください。国民健康保険である人は、市役所保険年金課資格給付係（0721-25-1000 内線 150・151）、後期高齢者医療制度である人は、市役所保険年金課福祉医療係（0721-25-1000 内線 158・159）、全国健康保険協会である人は、全国健康保険協会の各都道府県支部、それ以外の社会保険を使用の場合はお勤め先の健康保険組合にご相談ください。

●旅客運賃等の割引（JR・近畿日本鉄道など）

精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの本人または、その介護者が同乗し交通機関を利用される場合、負担の軽減のため乗車券等の割引があります。詳細につきましては各鉄道会社にご確認下さい。

精神障がい者保健福祉手帳のほか、ミライロIDを提示し、乗車券を購入してください。

手帳の等級	介護者の有無	乗車券の種類	条件など	割引率
1 級 (旅客運賃 減額 第 1 種)	介護者なし (ご本人単独)	普通券	101 キロ以上の乗車	5割引
	介護者あり	普通券	ご本人・介護者とも 割引	
		回数券		
		定期券	ご本人・介護者とも 割引 ※ 1, 2	
2 級 3 級 (旅客運賃 減額 第 2 種)	介護者なし (ご本人単独)	普通券	101 キロ以上の乗車	5割引
	介護者あり	定期券	介護者のみ割引 (ご本人が小児の 場合のみ) ※ 2	

※ 1 ご本人が小児の場合は、介護者のみ割引を適用。

※ 2 介護者が購入できる定期券は、通勤定期券のみ。

※ 3 その他の公共交通機関につきましては、各事業者へお問い合わせください。



●障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」の利用について

「ミライロ ID」は、障がい者手帳を所有している人を対象とした民間会社が開発したスマートフォンアプリです。ユーザーは、アプリに障がい者手帳の情報、使用している福祉機器、必要としているサポートなどの内容を登録し、施設などを利用する際にアプリの画面を提示することで、割引を受けたり必要なサポートを提示することができます。割引の対象となる施設は、アプリ内で確認することもできます。

※利用の際は、予め障がい者手帳アプリ「ミライロ ID」を事前にスマートフォン等にインストールし、必要事項のご登録をお願いいたします。

アプリの利用方法等については、株式会社ミライロのホームページ
[<https://mirairo-id.jp/>]をご確認ください。

下記の施設でご利用料金の減免にお使いいただけます。

すばるホール・市民総合体育館・総合スポーツ公園・市民プール・旧杉山家住宅・ケアセンター
ご利用の際に、アプリの画面をご提示ください。

●スポーツ施設の利用・参加等

障がい者の文化・スポーツ・レクリエーション活動のための拠点施設として、次の施設が設置されています。障がい者の利用を配慮した種々の設備を備えており、無料（専用使用等一部有料）で利用できます。

◎大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）

◇所在地 堺市南区城山台5-1-2（泉北高速 光明池駅）

TEL 072-296-6311

FAX 072-296-6313

◇利用方法 個人 ⇒ 利用当日、障がい者手帳を持参

専用 ⇒ あらかじめ所定の利用申込書を提出

◇使用料 個人 ⇒ 障がい者とその介護者1名は無料

専用 ⇒ 有料（ただし、障がい者団体等の場合は減額）

水泳・卓球・フライングディスク・アーチェリー等のスポーツ教室も開催されています。

◎大阪市長居障がい者スポーツセンター

◇所在地 大阪市東住吉区長居公園1-32（地下鉄・JR 長居駅）

TEL 06-6697-8681

FAX 06-6697-8613

◇利用方法 個人 ⇒ 利用当日、利用カードや障がい者手帳を受付で提示

専用 ⇒ あらかじめ所定の利用申込書を提出

（予約は3ヶ月前から）

◇使用料 個人 ⇒ 府内居住の障がい者と障がいの程度によりその介護者1名は無料

専用 ⇒ 構成員の半数以上が市内及び府下居住の障がい者の場合は無料

※その他、利用の詳細は各施設へお問い合わせください。

●駐車禁止除外指定車標章の交付

歩行が困難な身体障がい者、重度の知的障がい者（児）及び精神障がい者の本人に対して、申請により「駐車禁止除外指定車標章」が交付されます。

◇交付基準等級表

障がいの区分	障がいの級別
精神障がい者	1 級

◇申請手続 精神障がい者保健福祉手帳の他に、自動車運転免許証や健康保険証など身分の確認できる書類、印鑑のご用意と、本人の手続き窓口への同行が必要です。

本人の同行が困難な場合は、下記問い合わせ先に確認のうえ、必要書類を準備し手続きを行ってください。

◇問い合わせ先 富田林警察署交通課 Tel 0721-25-1234

9. 官公庁等主な施設

施設名	住所	電話番号	FAX番号
富田林市役所	富田林市常盤町 1-1	0721-25-1000	0721-25-9037
天王寺年金事務所	大阪市天王寺区悲田院町 7-6	06-6772-7531	06-6772-3338
南河内府税事務所	富田林市寿町 2-6-1	0721-25-1131	0721-25-2192
大阪自動車税事務所 和泉分室	和泉市上代町	0725-41-1327	0725-43-4541
大阪府こころの 健康総合センター	大阪市住吉区万代東 3-1-46	06-6691-2811	06-6691-2814
(社)大阪府精神障害者 家族会連合会	大阪市中央区法円坂 1-1-35	06-6941-5797	06-6945-6135
ハローワーク河内長野	河内長野市昭栄町 7-2	0721-53-3081	0721-53-3194
富田林保健所	富田林市寿町 3-1-35	0721-23-2681	0721-24-7940
大阪家庭裁判所堺支部	堺市堺区南瓦町 2-28	072-223-7001	
堺公証人合同役場	堺市堺区北瓦町 2-4-18 りそな堺東ビル 4 階	072-233-1412	072-233-1441
成年後見センター・ リーガルサポート大阪支部	大阪市中央区和泉町 1-1-6 大阪司法書士会館内	06-4790-5643	
高齢者・障害者 総合支援センターひまわり	大阪市北区西天満 1-12-5 大阪弁護士会館 1 階	06-6364-1251	06-6364-1252
大阪府障がい者 自立相談支援センター ※高次脳機能障がい	大阪市住吉区大領 3-2-36	06-6692-5262	06-6692-5340
大阪府発達障がい者支援 センターアクトおおさか ※発達障がい	大阪市中央区内本町 1-2-13 谷四ばんらいビル 10 階 A	06-6966-1313	06-6966-1531